



新型コロナウイルス 感染症対策に関するお知らせ

第3報
(令和2年5月17日)

栃木市内の事業者のみなさまへの支援

国・県・栃木市からの給付金等

持続化給付金 【国】

昨年1年間の売上からの
減少分を上限として

中小法人等 **200万円**

個人事業者等 **100万円**

売上減少分の計算方法

前年の総売上(事業収入) - (前年同月比
▲50%月の売上×12ヶ月)

対象

- 1 新型コロナウイルス感染症の影響により、ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少している事業者
 - 2 2019年以前から事業収入(売上)を得ており、今後も事業継続の意思がある事業者
 - 3 法人の場合は以下のいずれかに該当する事業者
 - ①資本金の額又は出資の総額が10億円未満
 - ②上記の定めがない場合、常時使用する従業員の数が2000人以下
- ※2019年に創業した方や売上が一定期間に偏在している方などには特例があります
※一度給付を受けた方は、再度給付申請することができません

申請方法

持続化給付金申請用ホームページにて手続きください。

<https://jizokuka-kyufu.jp>

※申請支援窓口が設置される予定です。詳細は決まり次第公表されます。

申請期間

令和3年1月15日(金)まで

相談ダイヤル

持続化給付金事業コールセンター

☎0120-115-570

受付時間: 8時30分~19時

5月・6月(無休) 7月~12月(土曜日休)

新型コロナウイルス 感染拡大防止協力金 【栃木県】

1事業者最大 **30万円**

内訳

1事業所あたり **10万円**

事業所を賃借している場合

10万円加算

複数事業所を賃借している場合

さらに **10万円加算**

対象

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、栃木県の施設の使用制限の要請・協力依頼に応じて、下記の期間休業に協力いただいた、県内で営業する事業者

休業期間

4月21日(火)※~5月6日(水)までの全期間

※ホテル・旅館(行楽を主目的とする宿泊に係る事業に限る)は4月28日(火)から
※対象となる施設は、栃木県ホームページ(<http://www.pref.tochigi.lg.jp/>)の「新型コロナウイルス感染拡大防止協力金について」内の「施設の使用制限対象施設一覧」でご確認ください。

申請方法

下記の専用ホームページまたは郵送にて手続きください。

<https://tochigi-kyoryokukin.com/>

申請期間

令和2年6月30日(火)まで

問合せ先

新型コロナウイルス感染拡大防止協力金
受付センター

☎028-680-7145

受付時間: 9時~17時(無休)

栃木市新型コロナウイルス 感染拡大防止協力補助金 【栃木市】

1事業者最大 **12.5万円**

内訳

4月21日(火)※~5月6日(水)の休業で
10万円

さらに5月10日(日)までの全期間休業で
2.5万円加算

※ホテル・旅館(行楽を主目的とする宿泊に係る事業に限る)は4月28日(火)から

対象

栃木県の施設の使用制限の要請・協力依頼に応じて休業に協力いただき、左の栃木県の「新型コロナウイルス感染拡大防止協力金」を受給した市内で営業する事業者

申請方法

郵送 または 市役所商工振興課・各総合支所産業振興課窓口にお持ちください。

※栃木県「新型コロナウイルス感染拡大防止協力金」の交付決定後に申請をお願いします。

申請期間

令和2年5月18日(月)~8月31日(月)

※詳細は市ホームページ「新型コロナウイルス感染症【栃木市の情報】」をご覧ください。

<https://www.city.tochigi.lg.jp/site/covid19/>

申請・問合せ先

栃木市商工振興課 ☎(21)2371
(市役所本庁舎4階)

受付時間: 平日8時30分~17時15分

(裏面に「資金繰り支援」「雇用調整助成金」のご案内があります)

資金繰り支援

栃木市新型コロナウイルス感染症対策中小企業資金利子補助金【栃木市】

対象融資（以下の3融資）を利用された市内事業者の皆様の返済利子を5年間補助します。（栃木県制度融資（※）は5年間分から県の利子補給分を除く。）
※補助金の対象となる融資は、1事業者につき1融資に限ります。

申請先・問合せ先 栃木市商工振興課 ☎（21）2371

中小企業緊急景気対策特別資金【栃木市】

限度額 1,000万円 融資期間 5年以内（据置6月以内）
利率 1.0～1.3%（市が全額利子補給） 市が保証料を全額補助

新型コロナウイルス感染症緊急対策資金【栃木県】※

限度額 8,000万円 融資期間 10年以内（据置2年以内）
利率 1.2～1.4%（融資後1年間県が利子補給） 保証料補助あり

新型コロナウイルス感染症対策パワーアップ資金【栃木県】※

限度額 3,000万円 融資期間 10年以内（据置5年以内）
利率 1.2～1.4%（融資後3年間県が利子補給） 保証料補助あり

融資の相談・申込は
市内金融機関窓口へ

◎その他、日本政策金融公庫で行っている特別貸付など実質無利子・無担保などの融資もあります。

詳しくは経済産業省のホームページをご確認ください。



経済産業省 新型コロナウイルス感染症関連

で検索

雇用調整助成金

事業活動の縮小を余儀なくされ、従業員に対して一時的に休業、教育訓練、出向を行い、雇用維持を図った事業主に、休業手当、賃金等の一部が助成されます。

※特例措置により助成内容・対象の大幅な拡充や受給要件が緩和されました。

問合せ先 栃木公共職業安定所（ハローワーク栃木） ☎（22）4135

◎その他、雇用に関する助成金等については、厚生労働省のホームページをご確認ください。



厚生労働省 コロナ 助成金

で検索

子育て世帯のみなさまへの臨時特別給付金

子育て世帯の生活を支援するために、一時金を給付します！

給付対象

令和2年4月分
(3月分を含む)の
児童手当の受給者

※3月まで中学生だった新高校1年生などを含みます。
※特例給付の支給を受ける方〔平成30年分の所得が所得制限限度額以上の方〕を除きます。

給付金額

対象児童1人につき

1万円
(1回限り)

給付日

栃木市では

6月15日(月)
(予定)

申請手続きは不要です

原則、児童手当の振込指定口座に6月15日(予定)に振り込みます。

- * 支給対象となる方には、5月26日(火)頃に「案内通知」を郵送しますので、ご確認ください。
- * 給付の辞退を希望する場合は「受給拒否の届出書」(上記の案内通知に同封 または 市ホームページからダウンロード)をご提出ください。
- * 公務員の方は、所属庁から支給対象者であることの証明を受けた申請書を、住民票のある自治体に提出することとなります。

問合せ先 子育て支援課 ☎（21）2222

児童虐待・DV（配偶者間暴力） 一人で悩まず相談を

児童虐待かもと思ったらお電話ください

全ての子どもは、「児童の権利に関する条約」の精神にのっとり、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立が図られることなどを保障される権利があります。

子どもの健やかな成長に影響を及ぼす児童虐待の防止は社会全体で取り組むべき重要な課題です。あなたの電話一本で救われる子どもがいます。

児童相談所虐待対応ダイヤル 189（いちはやく）

問合せ先 子育て支援課（21）2227

配偶者からの暴力に関する相談

新型コロナウイルス感染症の発生に伴う外出自粛、学校の休業等により自宅で過ごす時間が増えている中、家族に関する悩みを抱える方も増えています。

一人で悩まず、相談窓口にご相談ください。

問合せ先

配偶者暴力相談支援センター

☎（21）2218（受付：平日9時～16時）